

審 議 会 等 の 概 要

審議会等の名称	古河市松岡奨学生選考委員会
設置の根拠法令	古河市松岡奨学基金条例・古河市松岡奨学基金条例施行規則
設 置 年 月 日	平成17年9月12日
主 な 審 議 内 容	<p>松岡奨学金支給の応募者から松岡奨学生を選考し、市長へ報告します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学習活動等を通じての、態度・行動が奨学生として適当であるか 2 成績表をもとに、学術優良であるか 3 経済的理由により奨学生として認められるか
会議の開催予定	毎年7月
委員の任期	令和6年5月16日～令和8年3月31日（2年） ただし、新任者は令和7年5月7日～令和8年3月31日
委員数(定数)	9人（9人以内）
委員の職及び氏名	<p>選考委員会は9人以内の委員で組織し、市長が委嘱又は任命する（氏名は非公表）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育長 ・教育委員 ・市立中学校長の代表 ・市内高等学校長の代表
問 合 せ 先 (事務局)	古河市教育委員会 教育部 教育総務課 TEL 0280-22-5111（内線 2509・2510）
備 考	